

京都市告示第 4 8 4 号

生活保護法による介護扶助及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（以下「中国残留邦人等支援法」という。）による介護支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成 1 9 年法律第 1 2 7 号。以下「改正法」という。）附則第 4 条第 1 項に規定する支援給付を含む。）のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は施設介護を担当する機関から、生活保護法第 5 0 条の 2（中国残留邦人等支援法第 1 4 条第 4 項（改正法附則第 4 条第 2 項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。）の規定による事業の廃止等の届出がありました。

平成 2 5 年 3 月 2 2 日

京都市長 門川大作

介護機関休止

サービスの種類	名称	所在地	休止年月日
居宅療養管理指導	谷口医院	山科区栗栖野華ノ木町 2 2 の 6	平成 24 年 12 月 4 日
介護予防居宅療養管理指導	谷口医院	山科区栗栖野華ノ木町 2 2 の 6	平成 24 年 12 月 4 日

介護機関所在地変更

サービスの種類	名称	変更前所在地	変更後所在地	変更年月日
訪問介護	ヘルパーステーション相馬	上京区今小路通御前東入西今小路町 7 9 4 番	上京区御前通今小路下る東入馬喰町 9 1 1 番地 2 3	平成 25 年 1 月 30 日
介護予防訪問介護	ヘルパーステーション相馬	上京区今小路通御前東入西今小路町 7 9 4 番	上京区御前通今小路下る東入馬喰町 9 1 1 番地 2 3	平成 25 年 1 月 30 日

介護機関名称・所在地変更

サービスの種類	変更前名称・所在地	変更後名称・所在地	変更年月日
訪問看護	公益社団法人京都保健会 あらぐさ診療所・南区吉祥院西浦町23	公益社団法人京都保健会 あらぐさデイサービス・南区吉祥院西浦町23番地の2	平成25年1月1日
通所介護	公益社団法人京都保健会 あらぐさ診療所・南区吉祥院西浦町23	公益社団法人京都保健会 あらぐさデイサービス・南区吉祥院西浦町23番地の2	平成25年1月1日
居宅療養管理指導	公益社団法人京都保健会 あらぐさ診療所・南区吉祥院西浦町23	公益社団法人京都保健会 あらぐさデイサービス・南区吉祥院西浦町23番地の2	平成25年1月1日
介護予防訪問看護	公益社団法人京都保健会 あらぐさ診療所・南区吉祥院西浦町23	公益社団法人京都保健会 あらぐさデイサービス・南区吉祥院西浦町23番地の2	平成25年1月1日
介護予防通所介護	公益社団法人京都保健会 あらぐさ診療所・南区吉祥院西浦町23	公益社団法人京都保健会 あらぐさデイサービス・南区吉祥院西浦町23番地の2	平成25年1月1日
介護予防居宅療養管理指導	公益社団法人京都保健会 あらぐさ診療所・南区吉祥院西浦町23	公益社団法人京都保健会 あらぐさデイサービス・南区吉祥院西浦町23番地の2	平成25年1月1日

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)